［家庭］ワークシート②

　　　　年　　　　組　名前（　　　　　　　　　　　　）

**【第３章「若者に多い契約トラブル」】**

【契約トラブル】

【事例ワーク】次の事例から、トラブルにあった原因を考え、注意点と対応策についてまとめよう。

**事例①**

企業説明会場の近くで、就職活動に関するアンケートを求められ、名前と連絡先を書いた。後日、営業員から電話で「無料の就活セミナーを受けないか。」と誘われ、「無料セミナー」を受けた後に、有料のセミナーに勧誘された。就活に失敗した人の動画を見せられ、不安になり、その場で３０万円の就活セミナーに申し込んだ。

**◆トラブルにあった原因**

**◆注意点と対応策**

**事例②**

知り合いに「1回だけ無料で脱毛エステを受けられる」と誘われ、エステティックサロンに出かけた。無料の脱毛エステの施術後、1年間回数無制限の全身脱毛コース45万円（月々1万5千円×36回払い）を勧誘されて、分割払いなら大丈夫だと考え、その場で契約した。

**◆トラブルにあった原因**

**◆注意点と対応策**

◇トラブルにあった原因

（例）脱毛エステの施術目標達成が不確かであるにもかかわらず、その場の雰囲気で契約してしまった。

分割払いの月々の支払額を確認しただけで、支払期間や支払総額まで考えていなかった。

◇注意点と対応策

（例）脱毛などの特徴のあるサービスは、特定商取引法でクーリング・オフ制度が設けられている。

クーリング・オフ期間である８日間以内であれば無条件で契約解除することができる。

分割払いの場合、支払期間や支払総額を確認することが大切である。

**事例③**

友人から投資に誘われ、その友人のサポートをしているという先輩から「銀行に預けるよりも投資をしたほうが良い」という話を聞いた。数日後、その先輩から連絡があり、「初心者が投資でもうけを出すためには、50万円の自動売買アプリを購入する必要がある」と説明された。高額だと思ったが、「アプリを使えば簡単にもうけが出るので購入代金はカバーできる」こと、「このアプリは会員制なので入会者を紹介すれば1人につき5万円の利益がある」と言われ、学生ローンで借金をして契約した。

**◆トラブルにあった原因**

**◆注意点と対応策**

**事例④**

スマートフォンで「新人モデル発掘オーディション」という広告を見て応募し、書類選考合格の連絡があり、オンライン面接を受けた。面接の翌日合格を告げられ、事務所に出向いたところ、「合格ではあるが、モデルとして仕事をするためには、１年程度レッスンを受けてもらわなければならない。入会金40万円のほか、レッスン費用は毎月２～３万円かかる」と言われた。モデルになれるチャンスだと思い、その場で契約した。

**◆トラブルにあった原因**

**◆注意点と対応策**

【チャレンジクイズに挑戦】

**チャレンジクイズ①**

路上で呼び止められて「近くでアクセサリーの展示会をしているから見にきて」といわれ、近くの宝石店に連れていかれた。そこでネックレスを買ってしまったが、家に帰ってから、高額だし買ったことを後悔した。

**◆ポイント**

街中や店舗以外の場所で呼び止められて、近くのお店などに連れて行き商品などの販売をする（　　　　　　　　　　）には、クーリング・オフ制度が適用される。

**◆事例から考えたこと**

**チャレンジクイズ②**

インターネットショッピングでスニーカーを購入したが、届いた商品は思っていたイメージと違っていた。

**◆ポイント**

インターネットショッピングは特定商取引法の「通信販売」だが、（　　　　　　　　　　）制度はない。

インターネット通信販売では、（　　　　　　　　　　）を広告に表示することになっている。

**◆事例から考えたこと**

**チャレンジクイズ③**

中古車を購入した。販売店からは、事故歴がないと言われていたのに、購入後間もなく整備に出したところ、実は事故歴があることが分かった。

**◆ポイント**

（　　　　　　　　）では、勧誘に際して事業者が重要事項について事実と異なることを告げて（これを「不実告知」という）、消費者が事実でないことを事実と誤認して契約した場合、契約を取り消すことができるとされている。

**◆事例から考えたこと**

**チャレンジクイズ④**

証券会社の担当者から電話で「○○会社の株は、今後絶対値上がりする。間違いなくもうかるから、今買っておいた方がいい」と勧誘され、買うことにしたが、その後、株は大幅に下がり大損してしまった。

**◆ポイント**

（　　　　　　　　）では、事業者が将来の見通しが不確実なことについて断定的なことを告げたことによって、消費者が確実と誤認して契約した場合、その契約を（　　　　　　　　）ができるとされている。

**◆事例から考えたこと**

**チャレンジクイズ⑤**

マンションを購入しようと思っていた時に、事業者から新築マンション建設の話を聞いた。眺めも日当たりも良さそうだったため購入契約をしたが、マンションの隣に高層マンションの建設計画があることを知った。営業員はそれを知っていたようだ。

**◆ポイント**

事業者が消費者にとって有利なことだけを言い、不利益なことを故意に告げなかったため、消費者が不利益な事実がないと誤認して（　　　　）をした場合、消費者契約法では、（　　　　　　　　　　　　）として契約を取り消すことができると定めている。

**◆事例から考えたこと**